

告 示

埼玉県告示第三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十一年一月十五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

松晃建設工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県戸田市大字新曽百九十一番地

ハ 代表者の氏名

梅田 松雄

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十九）第六三八二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

平成三十一年一月二十九日から一月三十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

松晃建設工業株式会社及び同社の代表取締役は、平成二十九年九月十二日にさいたま簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、平成二十九年九月二十九日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。